

令和5年産国内産農産物の銘柄設定等の意見聴取会(福井県) 議事概要

1. 開催日時

令和4年12月13日(火) 13:30~14:30

2. 開催場所

福井県中小企業産業大学校特別教室

3. 出席者

(行政機関)

福井県農林水産部福井米戦略課 企画主査 山田 真吾

(関係団体)

福井県 JA グループ検査協議会 奥田 佳宏

福井県農産物検査連絡協議会 内田 裕介

福井県農産物検査連絡協議会 内田 忠秀

日本穀物検定協会関西神戸支部福井出張所 出張所長 水井 秀久

(登録検査機関)

福井県農業協同組合農業戦略部生産施設課 課長 辻 高志

福井県農業協同組合農業戦略部米穀販売課 主任 江上 心平

福井県農業協同組合坂井基幹支店米穀施設課 主任 高嶋 俊輔

(申請者)

住友化学株式会社

アグロ事業部コメ事業推進部

開発・普及チーム 普及リーダー 田中 修二

開発・普及チーム 普及担当 前田 道弘

福井県農林水産部福井米戦略課 企画主査 山田 真吾

田中農園株式会社 代表取締役 田中 勇樹

(北陸農政局)

生産部生産振興課 上席農政業務管理官 横澤 隆

生産部生産振興課 課長補佐(流通) 松山 弘

生産部生産振興課 検査技術指導官 北崎 誠

4. 議題

福井県における、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米「ICS6号」、「シャインパール」及び普通小麦「ゆめちから」の産地品種銘柄の設定について

5. 議事内容等

(1) 開会

〔生産部生産振興課 松山課長補佐〕（以下、「事務局」という。）

定刻となりましたので、「国内産農産物銘柄設定等に関する意見聴取会」を開会します。

本日は皆様お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、北陸農政局生産部生産振興課の松山と申します。

本日の出席者の紹介ですが、別紙、出席者名簿に代えさせていただきますので、よろしくをお願いします。

また、本日の資料については、配付資料一覧表のとおりとなっておりますので、お手元に届いていない資料がありましたら、お知らせください。

本日の意見聴取会を行うにあたって、資料2-2の国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアルの2ページの第3の1の(1)のなお書きで、「地方農政局長は、有識者の同意により、申請者を意見聴取の場に同席させることができる。」となっておりますので、このまま申請者の方々に同席いただき、意見聴取を進めさせていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

〔出席者〕

「異議なし」

〔事務局〕

ありがとうございます。では、このまま同席いただき後ほど、申請者様から申請理由等の説明をしていただきたいと思います。

次に、ここで本日の意見聴取会の座長として、北陸農政局生産部生産振興課の横澤上席農政業務管理官を選出させていただきますので、ご了解をお願いします。

なお、本意見聴取は、公開で行うこととなっているほか、皆様の発言要旨については、議事録として農政局ホームページで公表することとしておりますので、お知らせするとともに北陸農政局生産部生産振興課北崎検査技術指導官を書記として任命しますので、ご了解願います。

以上で、進行を座長に交代します。

(2) 銘柄設定等申請手続き及び申請状況

[生産部生産振興課 横澤上席農政業務管理官] (以下、「座長」という。)

北陸農政局生産部生産振興課の横澤でございます。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、何かとお忙しい時期にもかかわらず、また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にもご協力の下、お集まりいただき、ありがとうございます。

また、皆様方には、日頃より農林水産行政の推進にご理解とご支援を賜り、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、本日の意見聴取会につきましては、銘柄設定について様々な立場の方にご意見を伺い、その結果について農林水産省農産局長に報告し、その後、銘柄設定を行うという運びとなりますので、忌憚のないご意見をお願いします。

それでは、議事次第に基づき、2の「国内産農産物銘柄設定等申請手続の概要説明」について、事務局から資料1-1から資料2-2について説明します。

[事務局]

この意見聴取会は、資料2-1の「農産物検査に関する基本要領の抜粋」の2ページ、4の(4)、「農林水産省農産局長は、地方農政局長からの報告を受けて、農産物検査法第11条第3項に基づき、農産物検査に関し学識経験を有する者、都道府県、生産者団体及び実需者団体並びに地方農政局長が必要と認める関係機関を参集させ、当該申請に係る意見の聴取をさせる」の規程に基づき開催するものであります。

北陸農政局では、銘柄設定の手続きとして、8月31日に北陸農政局のWebサイトに「国内産農産物の銘柄の設定等に係る申請について」を掲載し、10月3日から10月31日まで受付を行いました。

その結果、資料1-1のとおり、「住友化学株式会社」様から、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「ICS6号」、「福井県」様から、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「シャインパール」、「田中農園株式会社」様から、普通小麦の「ゆめちから」の3件について、産地品種銘柄の設定の申請がありました。

銘柄の設定の要件は、資料2-1「農産物検査に関する基本要領の抜粋」の2ページ、2に「7項目」が示されています。

- ① 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること。
- ② 品種銘柄及び産地品種銘柄は、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- ③ 品種銘柄及び産地品種銘柄は、当該品種が、種苗法の第19条に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと。
- ④ 複数の品種を一つの品種群について品種銘柄又は産地品種銘柄として設定する場合は、品種特性、品質の観点から、品種群として同一の銘柄とすることが適当であること。これは、品種群の設定です。当資料の4ページ「別表」に載せて

おりますが、今回の申請においては該当しておりません。

- ⑤ 品種銘柄及び産地品種銘柄については、当該品種に係る銘柄検査を行う1以上の登録検査機関の見込みがあること。
- ⑥ 品種銘柄については、農水省本省の対応になりますので今回は該当しません。
- ⑦ 大豆の産地品種銘柄について示されておりますが、今回は、大豆の申請がありませんので該当しません。

以上が、銘柄設定をする場合の要件となります。

申請のあった農産物につきましては、北陸農政局として、これら要件を満たしていることを確認して、農産局長に報告したところです。

これに対し、農産局長から、当該申請に係る意見聴取会を開催するよう指示があり、本日、意見聴取会を開催する運びとなりました。

なお、本日の意見聴取に先立ち、北陸農政局のWebサイトで、今回申請がありました銘柄設定の申請に係る意見募集したところ、意見はありませんでした。

今後の手続きについては、この意見聴取会で頂いたご意見を農産局長に報告し、農産局長がこの意見聴取会の結果及び申請の内容を基本要領に照らして、当該申請の銘柄設定を行う必要があると認めた場合には、農林水産大臣が行う農産物規格規程の一部改正のための事務手続きを来年3月末までに行うという、スケジュールとなります。

農産物規格規程が改正されましたら、その内容について皆さま方に通知させていただきます。

今回銘柄の設定とのことで申請された銘柄は、選択銘柄ですので、当該品種の銘柄検査を実施する登録検査機関にあっては、業務規程に選択銘柄を規定していただくこととなります。

なお、この意見聴取会の議事録を、北陸農政局のWebサイトに公開することとなっておりますので併せてお知らせします。

銘柄設定等申請手続の概要は、以上です。

(3) 「ICS6号」の申請理由及び品種鑑定上の特徴の説明

[座長]

それでは、議事次第3及び4の福井県における令和5年産農産物銘柄設定に係る意見聴取に入ります。

銘柄設定の申請が、「住友化学株式会社」様、「福井県」様、「田中農園株式会社」様からあったところでございます。

まず、1品種・1件ごとに、申請者及び鑑定を行われた登録検査機関から説明を頂き、出席者の皆様にサンプルを確認して頂き、その後、皆様からご意見を頂きたいと

思います。

それでは、資料3に基づき、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「ICS6号」につきまして、「住友化学株式会社」様から、申請書の様式第1-1号における申請の理由等について、ご説明をお願いします。

〔住友化学株式会社の説明〕

「ICS6号」は縞葉枯病および4 HPPD 阻害型除草剤に対して抵抗性を示し、「やまだわら」並の収量性を示す、良食味高収量品種である。今後、需要拡大が見込める業務用途に適していると、生産者および需要者から期待されている。福井県内では令和3年度に作付面積0.3haにて作付けを開始し、収量性が高いことを確認した。平均収量は590kg/10aであった。令和4年度には作付面積を15haに拡大し、平均収量は603kg/10aであった。令和5年には作付面積を拡大する方針である。今後、銘柄設定をすることにより、生産、販売の現場で銘柄の特徴の理解、評価が進み、生産者からの信頼が高まり、実需者からの銘柄指定等で優位な販売を進めることで生産、販売の拡大を促進する計画である。よって、「ICS6号」の産地品種銘柄としての設定を希望します。

〔座長〕

ありがとうございました。

続きまして、鑑定を行われた登録検査機関の「福井県農業協同組合」様から資料3の申請書の様式第1-4号における品種鑑定上の特徴等について、ご説明をお願いします。

〔福井県農業協同組合〕

「ICS6号」の鑑定上の特徴を、申し上げます。

- ① 粒形は、長円形で、「コシヒカリ」と比べ、やや長めでやや広い。
- ② 色沢は、「コシヒカリ」と比べ光沢は少ない感じである。
- ③ 皮部の厚薄については、中程度、「コシヒカリ」と比べほぼ同程度。
- ④ 乳白粒は、若干多い。
- ⑤ 縦溝の深浅については、縦溝は浅く、「コシヒカリ」に比べ同程度。
- ⑥ 胚の大小及び胚の形についても「コシヒカリ」と比べ同程度、胚のおおきさ、えぐれの程度も中程度。
- ⑦ 千粒重については、24.2gであり「コシヒカリ」と比べ大きい。
- ⑧ その他として、短稈で病気に強いが未熟粒が多い

以上でございます。

〔座長〕

ありがとうございました。

只今、「ICS6号」につきまして、申請する理由及び銘柄鑑定上の特徴についてご説明をいただいたところです。

ここで、申請がありました玄米をご確認いただきます。

申請がありました、水稻うるち玄米の「ICS6号」と比較品種として「コシヒカリ」を並べていますので、特徴などをご確認いただき、その上で、意見聴取に移りたいと思います。

試料は、後ろの窓際に並べてございますので、私から見て左回り、福井県様から順に間隔をお取りいただいでご確認ください。

[サンプル確認]

(4) 「ICS6号」の銘柄設定等に対する意見徴収

[座長]

それでは、皆さんに申請品種をご確認いただきましたので、意見聴取に入りたいと思います。銘柄設定申請に対する皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思いますが、皆様からご意見をお聞きする前に私の方から2点お聞きしたいと思います。

まず、申請者の「住友化学株式会社」様へ、ご質問させていただきます。

- ① 令和4年産で15haほど作付けし、令和5年産は拡大すると伺いましたが、福井県全体で作付けしていると聞いていますが、品質と収量に地域差がありますか。また、全国での作付けはどのような状況ですか。
- ② もう1点は、業務用に適しているとのことですが、具体的にどのような用途に販売されていますか。

[住友化学株式会社]

今回、福井県では、福井市と永平寺町で栽培しております。やはり、山手と平野部の方を比べると若干違いはございましたが、大きな生育特性の違いは見られません。

全国の試験栽培の状況ですか、「ICS6号」は、関東で育成された品種なので、関東あたりと、あと北陸の新潟、富山、福井県と主に東日本で栽培している状況です。

用途につきましては、実需のほうで試験をしている段階で、固まった話ではございませんが、外食産業、中食産業の方に販売している状況です。

[座長]

わかりました。ありがとうございます。

続きまして、鑑定を行いました登録検査機関である福井県農業協同組合様へご質問させていただきます。

令和4年産の検査結果はどうでしたか。

[福井県農業協同組合]

等級は、1等を切るものが非常に多かった感じがしました。今年の作柄的なことも

あるのでしょうか、「コシヒカリ」より乳白粒が断然多いように思いました。

〔座長〕

ありがとうございました。

では、ご出席の皆様からご質問はございますか。

特にございませんか、それでは、意見が出尽くしたと思われそうです。

この品種につきまして、銘柄設定の要件であります、

- ① 農産物検査において銘柄の鑑定が可能であること。
- ② 農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- ③ 種苗法における育成者権の侵害はしないこと。
- ④ 1登録検査機関以上で農産物検査を実施する見込があること。

この要件を満たしていることの確認ができたと思います。

また、福井県内的にも、産地品種銘柄に設定されても、流通上などの問題について意見はありませんでしたので、他に意見がないようであれば、銘柄設定の手続きとして、この意見聴取の結果を農産局長に提出したいと思いますが異議はございませんでしょうか。

〔出席者〕

〔異議なし〕

〔座長〕

ありがとうございました。

本日のご意見につきましては、北陸農政局から農産局長へ報告いたします。

(5) 「シャインパール」の申請理由及び品種鑑定上の特徴の説明

〔座長〕

続きまして、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「シャインパール」につきまして、「福井県」様から、資料3の申請書の様式第1-1号における申請の理由等について、ご説明をお願いします。

〔福井県〕

福井県農業試験場が開発した大粒の多収品種として申請させていただきました。輸出用に出荷と報道もなされたわけですが、輸出用米として福井県としても生産振興を図っていきたくと考えています。令和3年度より試験栽培を進めてきており、令和4年度は31ha作付けを行いました。令和5年以降も実需者との需要に応じた生産に基づいて拡大していこうと考えております。今後、生産振興を図る観点から産地品種銘柄に申請したところです。

〔座長〕

ありがとうございました。

続いて、鑑定を行われた登録検査機関である「福井県農業協同組合」様から、資料3の申請書の様式第1－4号における品種鑑定上の特徴等について、ご説明をお願いします。

〔福井県農業協同組合〕

それでは鑑定上の特徴を、申し上げます。

- ① 粒形は長円形で、全体的に「コシヒカリ」と比べ大きい。
 - ② 光沢は、淡褐でコシヒカリと比べ同程度。
 - ③ 皮部の厚薄については中程度で、「コシヒカリ」と比べて同程度。
 - ④ 心白・腹白の発言の程度については、「コシヒカリ」と比べて少ない。
 - ⑤ 縦溝の深浅については、「コシヒカリ」と比べて同程度。
 - ⑥ 胚の大小及び胚の形については、「コシヒカリ」と比べて同程度。
 - ⑦ 千粒重については、「コシヒカリ」と比べ大きい。
 - ⑧ その他として、短稈で倒伏に強い。「コシヒカリ」と比べ長さが短い。
- 以上でございます。

〔座長〕

ありがとうございました。

只今、「シャインパール」につきまして、申請する理由及び品種鑑定上の特徴についてご説明をいただいたところです。

ここで、申請がありました玄米をご確認いただきます。

申請がありました、水稻うるち玄米の「シャインパール」と比較品種として「コシヒカリ」を並べていますので、特徴などをご確認いただき、その上で、意見聴取に移りたいと思います。

試料の確認は、先ほどと同様の手順で、間隔をお取りいただいでご確認ください。

〔サンプル確認〕

(6) 「シャインパール」の銘柄設定等に対する意見徴収

〔座長〕

それでは、皆さんに申請品種をご確認いただきましたので、意見聴取に入りたいと思います。銘柄設定申請に対する皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思いますが、皆様からご意見をお聞きする前に私の方からお聞きしたいと思います。

まず、申請者である「福井県」様へ、2点ご質問させていただきます。

- ① 作付面積は、令和4年産で31ha、令和5年以降も拡大していくとありますが、作付けはどの地域が中心となりますか。

- ② 現在の輸出先での評価を教えてください。また、国内向けに販売する計画はありますか。

〔福井県〕

作付けの中心地域ですが、本年も県内の各地域で作付けしておりますが、まだ、一定のどういう地域が適しているか、一定のはっきりとした傾向は出ていない。今後作付を図りながら検討していきます。

現地の評価については、J A福井県米穀販売課よりお願いします。

〔J A福井県米穀販売課〕

「シャインパール」につきましては、昨年、輸出事業者に参画してもらい現地での支援も行っているところです。その結果、食味がよい。また、一度冷えてから再加熱しても食味がよいということで、中食、外食の方で非常に需要があるとの評価を得ています。

現在は、輸出専用ということで海外だけの販売を考えてます。今のところ、国内での販売は考えていません。

〔座長〕

ありがとうございました。

続きまして、鑑定を行われた登録検査機関の「福井県農業協同組合」様へ、1点ご質問をさせていただきます。

4年産の検査結果はどうでしたか。

〔福井県農業協同組合〕

4年産の結果ですが、地域によって若干差がございましたが、そのサンプルにも乳白が見られたように、コシヒカリと同様に乳白が見られました。

〔座長〕

ありがとうございました。

それでは、ご出席の皆様からご意見をお聞きしたいと思います。

ご意見ございませんでしょうか。

では、穀物検定協会様どうぞ。

〔穀物検定協会福井出張所〕

シャインパールについては、今朝ほど福井新聞に載っていた記事でしか知識がないのですが、現在、作付けは県内20名程度でしたが、「いちほまれ」のように作付けする生産者の条件を考えておられますか。

〔福井県〕

「いちほまれ」のような生産者要件を縛っていく方式は、今のところ考えておりませんけれども、まだ種子の供給とかの面もございますので、流通を担当しているJAさんと話をしながら考えていきたいと思っています。

〔座長〕

他にご意見ございますか。

ご意見が出尽くしたと思ってよろしいでしょうか。

この品種につきまして、銘柄設定の要件であります、

- ① 農産物検査において銘柄の鑑定が可能であること。
- ② 農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- ③ 種苗法における育成者権の侵害はしないこと。
- ④ 1 登録検査機関以上で農産物検査を実施する見込があること。

この要件を満たしていることの確認が出来たと思います。

また、福井県内的にも、産地品種銘柄に設定されても、流通上などの問題について意見はありませんでしたので、他に意見がないようであれば、銘柄設定の手続きとして、この意見聴取の結果を農産局長に提出したいと思いますが異議はございませんでしょうか。

〔出席者〕

〔異議なし〕

〔座長〕

ありがとうございました。

本日のご意見につきましては、北陸農政局から農産局長へ報告いたします。

(7) 「ゆめちから」の申請理由及び品種鑑定上の特徴の説明

〔座長〕

続きまして、普通小麦の「ゆめちから」につきまして、「田中農園株式会社」様から、申請書の様式第1-1号における申請の理由等について、ご説明をお願いします。

〔田中農園株式会社〕

国内産小麦は、加工適正等に優れた新品種の導入や消費者の国産志向の高まりにより需要が高く栽培の拡大が期待されています。とくに「ゆめちから」は、タンパク質含有量が多く超強力小麦粉の特性があり、中力小麦とブレンドすることにより、優れた製パン適正があります。

当社では、令和3年より「ゆめちから」の栽培を始め、実需は「ゆめちから」の品質を高く評価しています。令和6年産小麦は地元の学校給食に使用していただくた

め、市と話し合いをしています。

今後、栽培を広めていく上で、福井県産小麦の信頼性を高める必要があるため、今回銘柄の設定を申請します。

〔座長〕

ありがとうございました。

続いて、鑑定を行われた登録検査機関である「福井県農業協同組合」様から、資料3の申請書の様式第1－4号における品種鑑定上の特徴等について、ご説明をお願いします。

〔福井県農業協同組合坂井基幹支店〕

特徴について説明させていただきます。

- ① 粒形は、長円形で、「福井県大3号」と比べやや長く、幅もやや広い。
- ② 色については、光沢が少ない。「福井県大3号」と比べ、色が濃い。
- ③ 皮部の厚薄については中程度で、「福井県大3号」と比べて同程度。
- ④ 溝の深さについては、「福井県大3号」と比べて同程度。
- ⑥ 千粒重については、「福井県大3号」と比べやや大きく41.2g。
- ⑧ その他として、稈長が短く、倒伏しにくい。

以上でございます。

〔座長〕

ありがとうございました。

只今、「ゆめちから」につきまして、申請する理由及び品種鑑定上の特徴についてご説明をいただいたところです。

ここで、申請がありました玄米をご確認いただきます。

申請がありました、普通小麦の「ゆめちから」の比較品種として「福井県大3号」を並べていますので、特徴などをご確認いただき、その上で、意見聴取に移りたいと思います。

試料の確認は、先ほどと同様の手順で、間隔をお取りいただきご確認ください。

〔サンプル確認〕

(8) 「ゆめちから」の銘柄設定等に対する意見徴収

〔座長〕

それでは、皆さんに申請品種をご確認いただきましたので、意見聴取に入りたいと思います。銘柄設定申請に対する皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思いますが、皆様からご意見をお聞きする前に私の方からお聞きしたいと思います。

まず、申請者である「田中農園株式会社」様へ、ご質問させていただきます。

- ① 4年産で2.8haの作付けですが、今後の予定を教えてください。また、田中農

園さん以外の生産者で作付けされる方はおられますか。

② 福井県で栽培する上の注意点はありますか

〔田中農園株式会社〕

今後の作付面積は、自社では30haほど予定しています。その他の農家さんを含めて、令和6年には100haに持って行きたい。

作付けの注意点としては、刈り取り適期がすごく短い印象があります。今年は、少し刈り取り時期が遅れ、穂発芽が見られるところがあった。刈り取り時期には注意が必要です。

〔座長〕

現在、田中農園さん以外で作付けされている方はおられますか。

〔田中農園株式会社〕

農家さんの軒数だと4軒ほど栽培されています。

〔座長〕

ありがとうございました。

続きまして、鑑定を行われた登録検査機関の「福井県農業協同組合」様へ、ご質問をさせていただきます。

① 品種の特徴はどうでしたか。

② 令和4年産の検査結果はどうでしたか。

〔福井県農業協同組合坂井基幹支店〕

「福井県大3号」と比べ、褐色であるため、色での品種判断が、特徴となると考えています。

また、等級につきましては、すべて1等でした。

なお、坂井地区管内では、小麦の検査が「ゆめちから」しかありませんでしたので、永平寺町の「福井県大3号」の1等サンプルと比較しましたが遜色ない品質でありました。

〔座長〕

ありがとうございました。

それでは、ご出席の皆様からご意見をお聞きしたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

今後、「ゆめちから」の評判がよかった場合、JAさんでも作付けするお考えはありますか。

〔福井県農業協同組合〕

担当が違いますが、今後検討していきたい。

〔座長〕

他にご意見ございますか。ご意見が出尽くしたと思ってよろしいでしょうか。

この品種につきまして、銘柄設定の要件であります、

- ① 農産物検査において銘柄の鑑定が可能であること。
- ② 農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- ③ 種苗法における育成者権の侵害はしないこと。
- ④ 1 登録検査機関以上で農産物検査を実施する見込があること。

この要件を満たしていることの確認が出来たと思います。

また、福井県内的にも、産地品種銘柄に設定されても、流通上などの問題について意見はありませんでしたので、他に意見がないようであれば、銘柄設定の手続きとして、この意見聴取の結果を農産局長に提出したいと思いますが異議はございませんでしょうか。

〔出席者〕

〔異議なし〕

〔座長〕

ありがとうございました。

本日のご意見につきましては、北陸農政局から農産局長へ報告いたします。

以上で、本日予定していました意見聴取会の議事が終わりましたので、座長の任を解かさせていただくとともに、書記を解任させていただきます。

事務局に進行をお返しします。ご協力ありがとうございました。

〔事務局〕

大変ありがとうございました。

座長からも話がありましたように、本日、意見聴取させていただいた内容につきましては、農林水産省農産局長に報告して参ります。

また、銘柄に設定された場合には、申請者様宛に決定の通知をさせていただきます。通知を受けた申請者様には、登録検査機関配布用のサンプルとして、1 kg程度の試料を北陸農政局へ提出していただくこととなりますので、試料の確保をよろしく願います。

これもちまして、本日の意見聴取会を終了いたします。ありがとうございました。

〔以上〕